

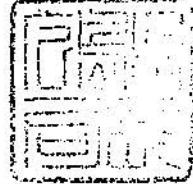
平成13年9月3日

各市町村長様

(一般廃棄物担当部局)

広島県環境生活部環境局长

(〒730-8511 広島市中区基町10-52)
一般廃棄物対策室



下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する
特別措置法に基づく合理化事業計画等の策定について（通知）

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という。）は、一般廃棄物処理業等が下水道の整備により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理を図ることを目的としており、その趣旨及び運用につきましては、既に合特法施行通知等により示されているところです。

近年、下水道の普及によって市町村長の委託又は許可を受けた一般廃棄物処理業等は業務量が減少し、その事業の転換等を余儀なくされる事態が想定されます。

し尿等の適正な処理を確保するためには、これらの事業が下水道への転換が完了するまで継続して行わなければならないこと及びこれらの事業の転換、廃止が容易でないことに鑑み、これら事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理を推進するため、合特法の趣旨を踏まえて適切に対応していくことが重要です。

つきましては、合特法及び関係通知に基づき、下水道、農業集落排水施設の担当部局との連携を図りつつ、状況の把握と関係者の意思の疎通に努め、地域の実情を踏まえながら、下記の事項に留意して合理化事業計画の策定を含め、適切な対応をされますようお願いします。

なお、この通知は、合特法の趣旨を考慮して既に対応をなされたもの、又は、今後実施する市町村独自の対応を否定するものではありません。